

## 第7回 新しい公共島根県運営委員会

日時 平成24年7月27日（金）13:15～15:30  
場所 県庁6階講堂

### 1. 開会

### 2. 委員の交代について

### 3. 協議事項

#### (1) 寄附等に関する事業について

### 4. その他

#### (1) 各事業の進捗状況について

- ・新しい公共の場づくりのためのモデル事業について
- ・地域別いきいき活動支援ネットワークづくり事業について
- ・ソフトウェア開発について
- ・新しい公共を創造する連携フォーラムについて

### 5. 閉会

#### <添付資料>

資料1. 新しい公共島根県運営委員会委員名簿	…P 1
資料2. 新しい公共島根県運営委員会設置要綱	…P 2
資料3. 寄附等に関する事業について	…P 4
資料4. 第6回新しい公共島根県運営委員会議事概要	…P13

#### <別配布資料>

資料5. 新しい公共の場づくりのためのモデル事業関係	…P 1
資料6. 地域別いきいき活動支援ネットワークづくり事業関係	…P 6
資料7. 各種ソフトウェアの開発について	…P10
資料8. 新しい公共を創造する連携フォーラムについて	…P11

## 新しい公共島根県運営委員会 委員名簿

(任期：平成23年4月1日～平成25年3月31日)

選出区分	氏名	職業又は所属団体	備考
いきいき活動実践者	井ノ上 知子	特定非営利活動法人 まつえ・まちづくり塾 代表理事	委員長代理
	竹田 尚子	特定非営利活動法人 おやこ劇場松江センター 理事長	
	和田 譲二	認定NPO法人 緑と水の連絡会議 事務局長	
	有田 美由樹	特定非営利活動法人 あしぶえ 事務局長	公募委員
	森山 史朗	生活支援互助ネット けあきの会 幹事	公募委員
学識経験者	本藤 三世子	本藤司法書士合同事務所	
	毎熊 浩一	島根大学法文学部准教授	委員長
	福田 龍太	松江会計事務所（公認会計士・税理士）	
企業関係者	岡 滯子	商工会女性部連合会副会長	
	藤原 秀晶	山陰中央新報社論説委員会特別委員	
	西郷 克典	山陰合同銀行地域振興グループ長	
	南木 憲治	中国労働金庫島根県営業本部	
団体及び市町村	渡部 寛子	松江市市民生活相談課専門企画員	
	鳥屋ヶ原 由紀	飯南町企画財政課主任	
	坂根 尚美	川本町政策推進課情報政策係長	
	松崎 志保	島根県社会福祉協議会企画局・総務部総務経理係主任	
	樋口 和広	県民活動支援センター（ふるさと島根定住財団）石見事務所長	
アドバイザー	井上 定彦	元・島根県立大学総合政策学部教授	

## 新しい公共島根県運営委員会設置要綱

### 【設置】

第1条 NPO等の「新しい公共の担い手」の活動基盤の質を高め、寄附活動を促進し、協働の力で地域課題へ対応することにより、社会全般で新しい公共を創造するという目的をもった『新しい公共支援事業』（以下「支援事業」という。）に関し、島根県における運営を円滑に進めるため、新しい公共島根県運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 【所掌事務】

第2条 委員会は、次の事項について所掌する。

- (1) 支援事業に関する基本方針、事業計画、成果目標の検討に関すること
- (2) 都道府県が委託する事業における団体・組織からの提案の選定に関すること
- (3) NPO等の支援対象者及び支援対象者が実施する事業の選定に関すること
- (4) 新しい公共の場づくりのためのモデル事業の選定に関すること
- (5) 各事業の進捗状況の把握と評価に関すること
- (6) 支援事業の効果を高めるための検討及び指導・助言等に関すること
- (7) 支援事業に関する国への要請及び国からの要請等への対応に関すること
- (8) 事業等の選定基準の検討に関すること
- (9) その他

### 【組織】

第3条 委員会は、委員18名以内をもって組織する。

2 委員は知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年以内とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### 【委員長及び委員長代理】

第4条 委員会に委員長及び委員長代理を置き、委員長は委員の互選により、委員長代理は委員長の指名によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### 【アドバイザー】

第5条 委員会は、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは委員長が任命する。

### 【会議】

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 会議は公開とする。

4 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

【事務局】

第7条 委員会の庶務は環境生活部環境生活総務課において処理する。

【その他】

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

新しい公共支援事業  
寄附等に関する事業について

## 1. 事業内容

NPO等の資金調達にかかる課題整理、調査、報告、事業提案、事業実施等

## 2. 「寄附等に関する研究会」の設置

## (1) 構成員

会長	毎熊浩一
会員	有田美由樹
会員	井ノ上知子
会員	竹田尚子
会員	南木憲治
協力員	森山忍

## (2) 研究会の開催等

- ・ 第1回研究会（11/18）：全体事業について
- ・ 第2回研究会（1/12）：全体事業について
- ・ 研修会参加（2/4-5）：ファンドレイジング研修参加
- ・ 第3回研究会（2/16）：ロゴキャッチ制作について検討
- ・ 研修報告会（3/26）：ファンドレイジング研修参加報告会
- ・ 第4回研究会（5/2）：寄附に関する他県の取り組み事例
- ・ 第5回研究会（6/5）：寄附キャンペーン内容検討
- ・ 第6回研究会（6/19）：ロゴキャッチ使用方法について検討
- ・ 第7回研究会（7/5）：各事業詳細検討、ロゴキャッチ審査方法検討
- ・ 第8回研究会（7/19）：各事業詳細検討
- ・ ロゴキャッチ審査会（7/19）

## 3. 寄附に関する主な事業

## (1) 県民いきいき活動を促進するロゴマーク及びキャッチフレーズ

## ア. 入賞作品等

※別添資料「県民いきいき活動を促進するロゴマーク及びキャッチフレーズの審査結果について」のとおり

## イ. 使用方法

※別添資料「県民いきいき活動を促進するロゴマーク及びキャッチフレーズの使用について」のとおり

## (2) 寄附に関するキャンペーン

※別添資料「寄附促進キャンペーン」のとおり

## (3) 寄附付商品

※別添資料「寄附付き商品募集及び開発について」のとおり

## (4) サポート団体（企業）

※別添資料「サポート団体（企業）について」のとおり

県民いきいき活動を促進する

## ロゴマーク及びキャッチフレーズの審査結果について

次のとおり審査会を開催し、入賞作品の選定を行いました。

### 1. 応募作品数

ロゴマーク 251点  
キャッチフレーズ 821点

### 2. 審査会

- 開催日時：平成24年7月19日（木）14：30～17：00
- 場 所：県庁6階講堂
- 構 成 員：7名

新しい公共運営委員 (寄附等に関する研究会会員)	毎熊浩一
	有田美由樹
	井ノ上知子
	竹田尚子
	南木憲治
デザイン関係者(島根県デザイン連盟)	石野眞
県(環境生活部参事)	三王寺由道

### 3. 審査方法

#### (1) ロゴマーク

- ①すべての応募作品の中から、各審査員が入賞候補作品を5点選定  
※机の上に作品をすべての作品を各審査員が印(付箋)をつけていく。
- ②各審査員が選定した作品をとりまとめ、その中から優秀作品を数点選定

#### (2) キャッチフレーズ

- ①すべての作品の中から、各審査員が入賞候補作品を選定  
※応募締切後、すべての作品を各審査員に一覧表にして送付。その後、各審査員が数点(第1次：10点、第2次：3点)を選定。
- ②各審査員が選定した作品をとりまとめ、その中から優秀作品を数点選定

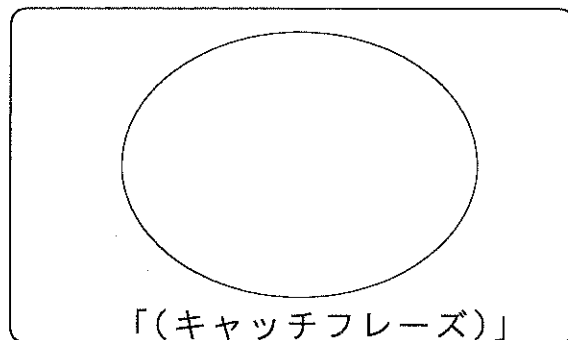
### 4. 入賞候補作品

別紙のとおり



## 県民いきいき活動を促進する ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用について（案）

### 【バージョン A：通常】



### 1. 使用手続き

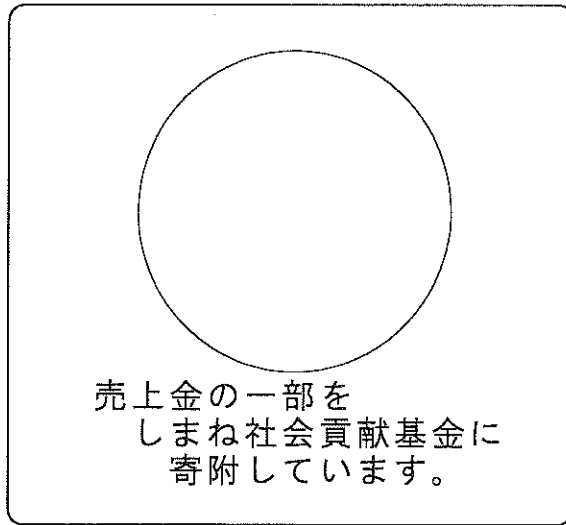
- (1) 原則として、事前に「使用届出書」の提出が必要
- (2) ただし、例外として、しまね社会貢献基金登録団体が使用する場合は年度末の事後報告で足りる。

### 2. 使用範囲

- (1) 使用できる場合
  1. 県民いきいき活動の普及・促進を図る目的で使用する場合
- (2) 使用できない場合
  1. 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
  2. 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
  3. 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
  4. 政治性又は宗教性のあるもの
  5. 個人の氏名を含むもの又は社会問題その他についての主義若しくは主張に当たるもの
  6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出が必要な営業に係るもの
  7. 消費者金融、たばこに係るもの（禁煙やタバコの健康被害に係るものを除く。）
  8. 比較広告、懸賞広告、クーポン付き広告及びギャンブル（宝くじ及びスポーツ振興くじを除く。）に係るもの
  9. 水着姿、裸体等を含むもの（スポーツに係るものを除く。）
  10. 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
  11. 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
  12. 公正競争規約、公的機関が定める広告規制、これらに準じる業界規制に違反するもの又はそのおそれのあるもの
  13. 事実誤認のおそれがあるもの
  14. 内容について県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
  15. その他、県民いきいき活動を普及・促進するという趣旨に反すると認められる場合



【バージョン B：寄附付き商品】



1. 手続き

寄附付き商品を製造又は販売する者と協定を締結

2. 使用範囲について

バージョン A と同様

(県民いきいき活動促進キャンペーン)  
寄附促進キャンペーン(案)

■趣旨

- ◎しまね社会貢献基金のPR、理解者の増加
- ◎しまね社会貢献基金への寄附の増加
- 寄附文化醸成
- 県民いきいき活動への理解・参加促進

■内容

- ・しまね社会貢献基金のPR、寄附の呼びかけを行う集中期間を設定し、広く広報
- ・街頭PR(団体・企業)、グッズ配布
- ・募金箱設置(団体・企業)
- ・NPO等が県民・企業等に各団体の活動をPRするとともに、寄附を呼びかける。各団体の寄附状況の集計・周知も実施
- ・キャンペーンに備えた各種勉強会開催  
(基金制度・メリット、団体活動PR講座、寄附の集め方等)

■実施地域

- ・地域限定なし

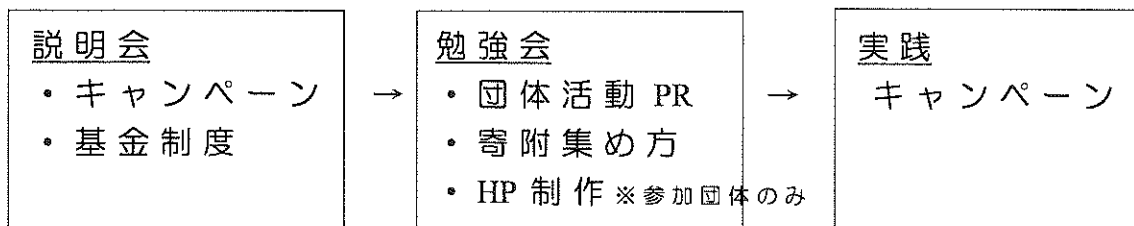


■キャンペーン実施期間

- ・11月1日～11月30日

■キャンペーン参加団体

- ・しまね社会貢献基金登録団体
- ・キャンペーンまでに基金登録を予定する団体



しまね社会貢献基金  
寄附促進キャンペーン

8月

参加NPO募集

10月  
上旬

参加団体勉強会

10月  
中旬

キャンペーン告知

11月

キャンペーン実施

3月

キャンペーン結果発表

## 寄附付商品募集及び開発について（案）

### 1. 目的

- ◎しまね社会貢献基金 PR、基金への寄附促進
- ◎企業と NPO 等の協働促進
- 寄附文化の醸成

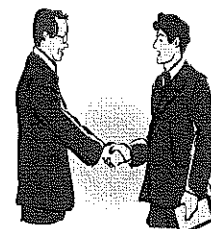
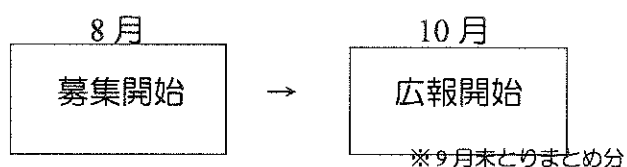
### 2. 概要

#### (1) しまね社会貢献基金への寄附付き商品の募集

##### ■内容

- ・基金の趣旨に賛同し、商品の売り上げの一部を基金に寄附いただける商品を募集する。
- ・寄附付き商品をまとめて広報する。
- ・県と協定を締結した商品については、ロゴマーク表示を行う。

##### ■スケジュール



#### (2) 商品開発

##### ■内容

- ・次年度以降も継続する寄附付き商品を開発する

##### ■勉強会開催

- ・講師を招き、寄附付き商品開発のための勉強会を開催する。

しまね社会貢献基金  
サポート団体（企業）について（案）

しまね社会貢献基金に寄附又は寄附することを約束していただいた団体（企業）を「サポート団体（企業）」として登録する。

1. サポート団体（企業）の要件

- (1) 次のいずれかに該当する団体（企業）で、サポート団体（企業）として登録することを承諾したもの
- ・しまね社会貢献基金に寄附を行った場合
  - ・しまね社会貢献基金に寄附を行うことを約束した場合（寄附付き商品の販売をする場合など）
  - ・その他、しまね社会貢献基金制度の普及及び寄附増加に資する活動を行う団体（基金制度の広報活動など）
- (2) ただし、次に該当する場合はサポート団体（企業）となることができない。
- ・法令等に違反したもの
  - ・県から指名停止措置を受けている者又は不利益処分を受けているもの
  - ・暴力団又は暴力団若しくはその構成員（かつて構成員だった者を含む）若しくは暴力団関係者の統制下にあるもの
  - ・その存在や活動実態が明確でないもの
  - ・その他、サポート団体（企業）として適当でないと認められるもの

2. サポート団体（企業）の取り扱い

- (1) 登録通知書を送付  
(2) HP等での団体（企業）名を掲載  
(3) 寄附付き商品を販売する場合は協定書を交わす。

## 第6回新しい公共島根県運営委員会

日時 平成24年5月25日（金）13:15～15:00

場所 県職員会館健康教育室

### ■開会

#### ■新しい公共島根県運営委員会の役員改選、運営委員の交代及び設置要綱の改正について

- ・ 新任運営委員挨拶：飯南町 鳥屋ケ原委員
- ・ 設置要綱改正：アドバイザー設置条項追加
- ・ アドバイザー：井上定彦氏就任
- ・ 委員長：互選により毎熊委員が就任
- ・ 副委員長：委員長指名により井ノ上委員が就任

### ■委員長挨拶

- ・ 行政学が専門で日本行政学会に所属しており、先週学会に参加したが、その場においてNPOのアカウンタビリティをどうするのがテーマとして取り上げられたことから、改めてNPOももう少しではないかという気がしている。
- ・ 2年前のフォーラム実行委員会の場で、NPOのアカウンタビリティを何とかしなければと発言したが、そのときから状況がどのくらい変わったかについて関心を持っている。そのときに、いろいろな議論がある中で、「社会的バランスシート」という言葉、つまり財務状況でよくするだけではなく、いろいろな社会的な責任を果たすということがNPOに求められて、それが例えば会計のあり方に盛り込まれるようになってきたとか、あるいはそれを評価する社会的監査ということが今は世界的に注目を集めている。ある意味で殺伐とした状況になりかねないという話も聞いている。今思い起こすと「三セク」というのが30年くらい前にはやり、80年代に「民間委託」といわれ、ついには必然という話になった。
- ・ 「新しい公共」という言葉が盛んになり、NPOも随分注目を集めてきており、非常に現実味を帯びてきているのではないかと思う。
- ・ この委員会もそのような緊張感を持ってやっていければと思う。
- ・ よろしく願います。

### ■委員長代理挨拶

- ・ 「新しい公共」の取り組みが始まり、関係者の皆さんが本当に頭を抱えながらみんなで手を取りながら進めていらっしゃる状況だと思う。
- ・ いろいろな人たちが関わりあって、マルチステークホルダー、協議体を育てていかなければならない、またそれが25年度以降につながっていかないといけない。
- ・ 新しい公共運営委員会が何か力になれるということであれば、都合のつく者が出かけるなど、私たちにできることをしっかりと考え、実行していきたいと思う。

## ■報告事項1について

「新しい公共の場づくりのためのモデル事業の実施状況について」

- ・事務局より説明
- ・監査同行の運営委員より補足説明
- ・了承

### <主な意見、補足説明>

(隠岐ジオパーク戦略会議の件について)

- ・スマートフォンのアプリ制作について、ほぼ完成段階で5月末には使用開始可能とのこと。当面 Android 機種のみ対応だが、今年度には iPhone 対応にも取り組むとのこと。完成すれば、島の島前・島後の観光スポットにおいてスマートフォンによるガイドが可能となる。
- ・有償ガイドの養成研修の方法、認定方法について教えてほしい。(→有償ガイドの認定について、当初は試験実施を検討していたとのことだが、今後の課題となっている。)
- ・研修は実施されたのか。(→研修は資料のもの以外でも、例えば、AEDに関する救命救急の資格を持っているとか、いくつかの資格を積み上げた方を今回認定したということ。だがまだきちんと確立していない段階。)
- ・スマートフォン対応の寄附つきソーシャルアプリというのはどういう仕組みなのか教えてほしい。(→ Android マーケットに登録をして、そこでダウンロードをするのを確認をするというシステムになっていると聞いている。地域ネットを使っただけの各場所の連携や音声組み込みについても検討していくとのこと。また、アプリの運営について、300円でダウンロードして何箇所かのスポットに行くとき位置情報を確認し、認定マークが登録され、スタンプラリーという仕組みの中で達成状況により黒曜石等のグッズがもらえるとのこと。)

(テーマコミュニティとエリアコミュニティの融合による新しい支え合いの仕組みづくり事業)

- ・スマイルデスクという事務所を拠点に様々な活動をなさっている。
- ・大きく分けて二つの事業があり、まず新たな仕組みを構築する事業、それから活動・組織の基盤を整備する事業というもの。
- ・地産地消の取り組みの一つとして、保育所の方で出す給食をある地区の方から提供してもらい、今日ある食材からメニューを作るという流れだと伺った。
- ・野菜に寄附を付けること、手数料のことなど、収入につながるような仕組みを考えながら進めているというところ。
- ・活動・組織基盤整備についての事業としては、森の健康診断士の育成、レジ袋の削減による収入による基金設立がある。育てた健康診断士をどのように活用していくのかについては今後の課題。
- ・エリアコミュニティ、地域での問題の掘り起こし、それをどうやってNPOやいろいろな活動団体で解決していくのかという、根本的なところに対する仕組みづくりがまだ見えていないところ。

(海士町ソフトウェア創出推進協議会の件について)

- 課題として、島基準の不明確さがある。例えば島内にある旅館の女将さんを集めて、まず、おもてなしの部分で、島で共通する島基準を作りましょうということで講師を呼んで会議を開催しているが、まだ統一したものが見えるようなかたちになっていない。5箇条とか目標を張り出すなど島基準を明確にしてほしいという話をしたところ。
- 地域通貨ハーンの普及が遅れているが、ほぼ島内ではどこでも使えるようになっており、記念品、お土産として買っていただくこともあるとのこと。
- 事務局の人手が足りないのではないか。
- 様々な事業が関係していることから、きちんとすみ分け、区分けをしないといけない。
- ハーンについて、何かプレミアムがつくのか。期限は切っていないのか。海士町内ではハーンしか使えないという決まりを作るなりしないと、使わない。(→今年度シンポジウムなどを行い仕組みを検討していくことになっている。)
- 島基準について、利用客からのアンケートとか、フィードバックみたいな方法はなかったのか。例えばみしまやさんでやっておられる「対応がいい」とか「ちょっとこれは」とか、今、Web上で公開もされている例がある。利用者の方の意見のフィードバックが簡単にできるような仕組みがあった方がいいのではないかと思う。

(全体について)

- この事業の採択要件でもある、2事業体以上の協議体であること、及び、5団体程度の会議体というところがあったと思う。単体のようなところで事業を進めていくのは楽で、協議体、会議体で本当にやろうとすると事業はしんどいと思う。この点について資料には出てきてない感じがするがいかがか。(→ステークホルダーが多い団体については支援が必要になってくると考える。また、海士町の案件について、将来的に観光協会の法人化を目指しているが遅れているとのことで危惧もある。またシオパークの件についても、島前と島後が民間で連携をするという点で意義深く、良い方向に進んでいると思われる。さくらおろちの件についても、いくつかの団体を結びつける接着剤的な役割を担って取り組んでいるとの印象。)
- 震災関係についてはどのような状況か。時が経るごとに関心が薄れてくるという面がある中で、二つの協議会の中でどのようにそれを解決していこうとしていらっしゃるのかが知りたい。(→出雲の事業では、様々な事業を実施され、話し合いに集まる方々の人数も増えてきている。今後も何かのかたちとして残そうということで、現在様々な検討を行っている。松江の事業では当初意見の相違もあったようだが、徐々にいい方向に向かってきている模様。松江市も積極的に関わってきていただいている状況もある。今後については、市の地域防災計画の見直しが行われるということで、この団体が今後こういったような役割を担えるのかといったようなことも検討されている。)



- このようなかたちで、いわば断片的な情報で議論するというのもいずれあると思うので、別のかたちで検証してみたり、アドバイスしたり、されたりみたいなことは必要ないか。
- 団体の方々は、実はいろいろと悩みを抱えておられて、それを相談されたというところもあったので、つなげていけるようなことはつなげていきたいと考えている。
- 引き続き県や市町村等の助成制度を見つけることについても支援していきたい。
- 秋にはもう一度どういったような状況かについて再度確認をさせていただき、10月の委員会の中ではなかなかうまく伝わらない部分もあるかと思うので、また方法は検討するとしてそのような機会について検討したい。
- 皆さんからの要請があれば中間報告会みたいな形で、モデル事業実施団体の方にきていただくことも考えられる。
- 事業が24年度の終わったときに協議体が残っていることが大事というモデル事業ですので、協議体の会議を見にいていただけるといいなということを感じた。
- 協働研修というのは今年も事業にあるのか。(→モデル事業については現段階では予定はない。)

#### ■協議事項1について

「平成23年度新しい公共支援事業の実績報告及び監査結果報告について」

- 事務局より説明
- 監査チーム代表（三島運営委員）より監査報告  
（関係する帳票、証拠書類の閲覧を行った結果、細かい指摘事項等はあったが、特に問題となる点等はなかった旨報告）
- 了承

#### <主な意見>

- 「監査の実施期間」という表現は「監査の対象期間」としてはどうか。  
（→そのように修正）

#### ■その他事項について

「地域別いきいき活動支援ネットワークづくり事業の進捗状況、寄附等に関する事業「県民いきいき活動を応援するロゴマーク及びキャッチフレーズ」の応募状況について」

- 事務局より説明
- 了承

#### <主な意見>

- 県民いきいき活動を応援するロゴマーク及びキャッチフレーズ募集について、ちらし・ポスターを配布しているということだが、たくさんの県民の皆さんの目に触れるようにしてほしい。
- 応募資格について、県内者限定か否か。(→限定していない)